

向日市立学校における学校運営協議会傍聴要領

1 趣旨

この要領は、向日市立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という）の会議（以下「会議」という）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴手続

- (1) 傍聴の希望者は、会議の開催日前日の17時までに、開催校に傍聴を希望する旨を申し出る。
- (2) 傍聴の希望者が、定員（5名）を超える場合は、受付をした者の中から先着順により決定する。
- (3) 前項により許可を受けた者に傍聴許可証を交付する。

3 傍聴不許可

次の各項のいずれかに該当する者は、会議の傍聴を許可しない。

- (1) 凶器等他人に危害を与えるおそれのある物を所持している。
- (2) 旗、のぼり、プラカード等の示威行為のための物を所持している。
- (3) 酒気を帯びていると認められる。
- (4) その他会議を妨害し、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる。

4 傍聴時の守る事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等して、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙しないこと。
- (4) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (5) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の許可を得た場合は、この限りでない。
- (6) 傍聴者は、係員の指示に従うこと。
- (7) 会議中において非公開の決定がなされたときは、直ちに退場すること。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

5 違反者への措置

傍聴者が会議を傍聴するにあたり、この要領に違反したときは、会長は注意し、なお、これに従わないときは、退場を命じることができる。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定める。